

知多市公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第 6 号

知多市公有財産管理規則の一部を改正する規則

知多市公有財産管理規則（昭和 5 1 年知多市規則第 1 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



改正後	改正前
<p>(普通財産の管理の機関)</p> <p>第6条 普通財産の管理事務は、総務部<u>施設マネジメント課長</u>（以下「<u>施設マネジメント課長</u>」という。）が行う。</p> <p>(行政財産の用途廃止)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 各課等の長は、前項により用途を廃止したときは、当該用途廃止によつて生じた普通財産を行政財産用途廃止引継書により<u>施設マネジメント課長</u>に引き継がなければならない。</p> <p>3 前項の引継ぎは、<u>施設マネジメント課長</u>が実施立会いの上行わなければならない。</p> <p>4 次に掲げる場合は、第2項の規定にかかわらず<u>施設マネジメント課長</u>への引継ぎを省略することができる。</p> <p>(1) 使用に堪えない建物等で、取壊しの目的をもつて廃止するもののうち、<u>施設マネジメント課長</u>に引き継ぐことが不適当と認められるもの</p>	<p>(普通財産の管理の機関)</p> <p>第6条 普通財産の管理事務は、総務部<u>財政課長</u>（以下「<u>財政課長</u>」という。）が行う。</p> <p>(行政財産の用途廃止)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 各課等の長は、前項により用途を廃止したときは、当該用途廃止によつて生じた普通財産を行政財産用途廃止引継書により<u>財政課長</u>に引き継がなければならない。</p> <p>3 前項の引継ぎは、<u>財政課長</u>が実施立会いの上行わなければならない。</p> <p>4 次に掲げる場合は、第2項の規定にかかわらず<u>財政課長</u>への引継ぎを省略することができる。</p> <p>(1) 使用に堪えない建物等で、取壊しの目的をもつて廃止するもののうち、<u>財政課長</u>に引き継ぐことが不適当と認められるもの</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>施設マネジメント課長</u>が管理及び処分することが不相当と認められるもの</p> <p>(行政財産の貸付け)</p> <p>第22条の4 各課等の長は、その所管に属する行政財産の貸付けをしようとするときは、あらかじめ貸付けを受けようとする者に行政財産貸付申請書（第3号様式）を提出させるとともに、行政財産貸付調書により、<u>施設マネジメント課長</u>の合議を経て決裁を受けなければならない。</p> <p>第2項から第4項まで (略)</p> <p>(普通財産の貸付け)</p> <p>第23条 <u>施設マネジメント課長</u>は、普通財産の貸付けをしようとするときは、あらかじめ貸付けを受けようとする者に普通財産貸付申請書（第4号様式）を提出させるとともに、普通財産貸付調書により決裁を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>施設マネジメント課長</u>は、市長が必要があると認めるときは、公募により普通財産の貸付けを受ける者を選定することができる。この場</p>	<p>(2) <u>財政課長</u>が管理及び処分することが不相当と認められるもの</p> <p>(行政財産の貸付け)</p> <p>第22条の4 各課等の長は、その所管に属する行政財産の貸付けをしようとするときは、あらかじめ貸付けを受けようとする者に行政財産貸付申請書（第3号様式）を提出させるとともに、行政財産貸付調書により、<u>財政課長</u>の合議を経て決裁を受けなければならない。</p> <p>第2項から第4項まで (略)</p> <p>(普通財産の貸付け)</p> <p>第23条 <u>財政課長</u>は、普通財産の貸付けをしようとするときは、あらかじめ貸付けを受けようとする者に普通財産貸付申請書（第4号様式）を提出させるとともに、普通財産貸付調書により決裁を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>財政課長</u>は、市長が必要があると認めるときは、公募により普通財産の貸付けを受ける者を選定することができる。この場合における第</p>

改正後	改正前
<p>合における第1項の規定の適用については、同項中「ときは、あらかじめ貸付けを受けようとする者に普通財産貸付申請書（第4号様式）を提出させるとともに」とあるのは、「ときは」とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（普通財産貸付台帳）</p> <p>第30条 <u>施設マネジメント課長</u>は、普通財産貸付台帳を備え、普通財産の貸付けに関する事項を整理しておかなければならない。</p> <p>（普通財産の交換）</p> <p>第31条 <u>施設マネジメント課長</u>は、普通財産を交換しようとするときは、市有財産交換調書により決裁を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（普通財産の譲与）</p> <p>第32条 <u>施設マネジメント課長</u>は、普通財産を譲与しようとするときは、市有財産譲与調書により決裁を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（普通財産の売払い）</p> <p>第33条 <u>施設マネジメント課長</u>は、普通財産の売払いをしようとする</p>	<p>1項の規定の適用については、同項中「ときは、あらかじめ貸付けを受けようとする者に普通財産貸付申請書（第4号様式）を提出させるとともに」とあるのは、「ときは」とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（普通財産貸付台帳）</p> <p>第30条 <u>財政課長</u>は、普通財産貸付台帳を備え、普通財産の貸付けに関する事項を整理しておかなければならない。</p> <p>（普通財産の交換）</p> <p>第31条 <u>財政課長</u>は、普通財産を交換しようとするときは、市有財産交換調書により決裁を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（普通財産の譲与）</p> <p>第32条 <u>財政課長</u>は、普通財産を譲与しようとするときは、市有財産譲与調書により決裁を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（普通財産の売払い）</p> <p>第33条 <u>財政課長</u>は、普通財産の売払いをしようとするときは、市有</p>

改正後	改正前
<p>ときは、市有財産売払調書により決裁を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(建築物等の取壊し)</p> <p>第36条 <u>施設マネジメント課長</u>は、普通財産である建物等の取壊しをしようとするときは、市有財産(建物)取壊調書により決裁を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公有財産現在高報告書及び財産報告書)</p> <p>第43条 各課等の長は、その管理する公有財産の毎年度末における現在高について公有財産現在高報告書により、<u>施設マネジメント課長</u>が指定する日までに<u>施設マネジメント課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>施設マネジメント課長</u>は、前項の規定により提出を受けた公有財産現在高報告書により財産報告書を作成し、知多市予算決算会計規則(平成元年知多市規則第4号)第98条の規定により会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第1号様式(別添1-1のとおり)</p>	<p>財産売払調書により決裁を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(建築物等の取壊し)</p> <p>第36条 <u>財政課長</u>は、普通財産である建物等の取壊しをしようとするときは、市有財産(建物)取壊調書により決裁を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公有財産現在高報告書及び財産報告書)</p> <p>第43条 各課等の長は、その管理する公有財産の毎年度末における現在高について公有財産現在高報告書により、<u>財政課長</u>が指定する日までに<u>財政課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>財政課長</u>は、前項の規定により提出を受けた公有財産現在高報告書により財産報告書を作成し、知多市予算決算会計規則(平成元年知多市規則第4号)第98条の規定により会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第1号様式(別添1-2のとおり)</p>

改正後	改正前
第2号様式 (別添2-1のとおり)	第2号様式 (別添2-2のとおり)
第3号様式 (別添3-1のとおり)	第3号様式 (別添3-2のとおり)
第4号様式 (別添4-1のとおり)	第4号様式 (別添4-2のとおり)



目 的 外 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所  
氏 名（代表者）  
電話番号  
メールアドレス

次のとおり行政財産の使用を許可してください。

1 使用しようとする行政財産

- (1) 所在（名称）
- (2) 区分
- (3) 数量

2 使用しようとする理由

3 利用計画（事業計画）

4 使用しようとする期間

5 その他参考となるべき事項

目 的 外 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

次のとおり行政財産の使用を許可してください。

- 1 使用しようとする行政財産
- 2 使用の目的
- 3 使用期間又は期日及び時間
- 4 使用料
- 5 使用方法
- 6 その他参考事項
- 7 添付書類
  - (1) 関係図面

目的外使用（許可・不許可）決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者

様

知多市長

印

年 月 日付で申請のあった知多市の行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定により、次のとおり決定します。

区 分	許 可		不 許 可	
使 用 財 産 の 表 示	所在（名称）			
	区 分			
	数 量			
用 途				
使用許可期間	年 月 日 から		年 月 日まで	
使 用 料	円			
許可の条件又は 不許可の理由				

目的外使用（許可・不許可）決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者

様

知多市長

印

年 月 日付けで申請のあつた知多市の行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定により、下記のとおり決定します。

記

区 分	許 可 不 許 可	
使用財産の表示	名 称	
	所 在 地	
	種 類	
	数 量	
	使用部分	
用 途		
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使 用 料	円	
許可の条件又は不許可の理由		

行政財産貸付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所  
氏 名（代表者）  
電話番号  
メールアドレス

次のとおり財産の貸付けを受けたいので、申請します。

1 貸付けを受けようとする行政財産

- (1) 所在（名称）
- (2) 区分
- (3) 数量

2 貸付けを受けようとする理由

3 利用計画（事業計画）

4 貸付けを受けようとする期間

5 その他参考となるべき事項

## 行政財産貸付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

次の財産の貸付けを受けたいので、申請します。

財 産 の 所 在 地	
土 地 の 地 目 又 は 建 物 の 種 類 、 構 造	
数 量	
借 受 目 的 又 は 用 途	
借 受 希 望 期 間	
借 受 け を 必 要 と す る 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	
添 付 書 類	1 関係図面(位置図、整理図又は実測図) 2 担保又は保証人に関する書面

普通財産貸付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所  
氏 名（代表者）  
電話番号  
メールアドレス

次のとおり財産の貸付けを受けたいので、申請します。

1 貸付けを受けようとする行政財産

- (1) 所在（名称）
- (2) 区分
- (3) 数量

2 貸付けを受けようとする理由

3 利用計画（事業計画）

4 貸付けを受けようとする期間

5 その他参考となるべき事項

普通財産貸付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

次の財産の貸付けを受けたいので、申請します。

財 産 の 所 在 地	番地
土地の地目又は建物の種類、構造	
数 量	
借 受 目 的 又 は 用 途	
借 受 希 望 期 間	
借 受 希 望 料 金	
借受けを必要とする理由	
そ の 他 参 考 事 項	
添 付 書 類	1 関係図面 （位置図、整理図又は実測図） 2 担保又は保証人に関する書面